

出産したら 各種手続き



ご出産おめでとうございます。赤ちゃんの健やかな成長と子育てを支援する制度についてご紹介します。利用方法などは各担当課へご相談ください。

◆「出生届」の出し方

赤ちゃんが生まれたら、**生まれた日を含めて14日以内**に出生届を提出してください。提出のみならば、時間外や夜間も受け付けていますが、その場合、後日市役所または、支所・出張所でお手続きが必要な場合があります。



1 届出用紙

用紙は、市民課、支所・出張所にもありますが、出産した病院等でもらえることがほとんどです。事前に出産する予定の病院等に出生届の用意が必要が確認しておきましょう。

2 名前を決めて必要事項を記入

出生届の右側は、出産に立ち会った医師または助産師が必要事項を記入する「出生証明書」です。出生証明書に空欄があっても、届出人が記入しないようにしましょう。名前が決まったら、用紙の左側に必要事項を記入しましょう。

3 届出人が提出

内容をよく確認し、提出してください。記入漏れなどがあると窓口で届出人に訂正等をお願いする場合があります。できるだけ届出人本人が持参するようにしましょう。届出人とは用紙を出しにきた人ではなく「出生届に対して届出義務を負う人」のことをいいます。その順位は、

- ① 赤ちゃんの父または母
- ② 同居人（父または母が届けられないとき）です。

出生届を提出後、1か月ほどで個人番号通知書が世帯主宛に簡易書留で送付されます。到着前に個人番号を知りたい場合は、個人番号記載の住民票を申請してください。なお、マイナンバーカードの取得は、任意です。

出生届とマイナンバーカードの申請が同時提出の場合は、特急発行が可能です。

赤ちゃんの名前、とくに漢字の記入は間違えないよう正確に！

考えていたものとは違う漢字を書いて提出してしまうと、その後の訂正には、戸籍訂正などの手続きが必要になってきます。また、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナ以外の文字は、名前に使用できません。

出生届の提出先

- ① 親の住所地
- ② 子どもが生まれたところ
- ③ 親の本籍地の市区町村

持っていくもの

- 母子健康手帳
- 出生届用紙（出生証明書に医師または助産師の記入があるもの）
- 母が松本市国民健康保険に加入している場合は、保険課にお問い合わせください。（保険課 Tel. 34-3203）



←個人番号通知書・通知カードについて



←マイナンバーカードの特急発行について

子ども親も育ちあう松本のコミュニティ

はぐまつ <https://www.hug-matsu.jp/>

■松本地域の子育て情報を一か所にまとめた、市民と行政のコミュニティサイト。イベント情報のほか、市民ライターによる子育てに関するコラムなどが掲載されています。

<主なコンテンツ>

相談窓口 福祉・手当 医療 つながる おでかけ あずける まなび

■問い合わせ 松本市子育てコミュニティサイト

事務局 松本市子ども若者部こども育成課 Tel. 34-3261



■ 問い合わせ・提出先

施設名	所在地	TEL	FAX	MAP
① 市民課	丸の内3-7 東庁舎1階	33-9840	37-0125	P78
② 四賀支所	会田1001-1	64-3111	64-2933	P94
③ 安曇支所	安曇1061-1	94-2301	94-2918	P95
④ 奈川支所	奈川3301	79-2121	79-2903	P95
⑤ 梓川支所	梓川梓2288-3	78-3000	78-3942	P92
⑥ 波田支所	波田4417-1	92-3001	92-7111	P92
⑦ 本郷支所	浅間温泉2-9-1	46-1500	45-1014	P77
⑧ 島内出張所	島内4970-1	47-0264	40-1264	P82
⑨ 中山出張所	中山3746-1	58-5822	85-1016	P87
⑩ 島立出張所	島立3298-2	47-2049	40-1258	P84

施設名	所在地	TEL	FAX	MAP
⑪ 新村出張所	新村2179-7	48-0375	40-1625	P85
⑫ 和田出張所	和田2240-31	48-5445	40-1259	P88
⑬ 神林出張所	神林1557-1	58-2039	85-1159	P88
⑭ 笹賀出張所	笹賀2929	58-2046	85-1146	P90
⑮ 芳川出張所	野溝東2-10-1	58-2034	85-1057	P89
⑯ 寿出張所	寿豊丘424	58-2038	85-1099	P91
⑰ 岡田出張所	岡田町517-1	46-2313	45-1001	P76
⑱ 入山辺出張所	入山辺1509-1	32-1389	37-0258	P80
⑲ 里山辺出張所	里山辺2943-1	32-1077	37-0640	P80
⑳ 今井出張所	今井2231-1	59-2001	59-1004	P90
㉑ 内田出張所	内田2203-1	58-2494	85-1071	P91

利用料 無料!

松本市が提供・配信する子育て応援アプリ

すくすくアルプちゃん by 母子モ



すくすくアルプちゃん(母子モ)って、どんなアプリ?



▲アプリホーム画面

妊娠・出産・子育ての記録ができていたり、松本市の情報を届けます。スマホアプリです。

子育て情報が配信されます



▲地域の子育て情報の配信

子どもの成長記録を残せます



▲できた記念日の画面

初めての「寝返り」などを写真で残したり、子どもの成長を自動で写真に撮り残すことができます。※写真等はアプリ本体に保存されず、クラウド上に保存されます。

予防接種の予定管理が可能です

接種できるワクチンと最適な接種期間を自動で算出し、予定日が近づくと事前にお知らせします。



家族共有ができます

妊娠時の情報や子どもの成長記録を、父親や遠く離れた住む家族などと共有することができます。



アプリ「母子モ」ご利用方法

カンタン登録!

アプリストアからダウンロードして利用します。下の二次元コードをお読みください。



無料

母子モ(ボシモ)で検索! / 検索



iPhoneをご利用の方向けのダウンロード用二次元コード



Androidをご利用の方向けのダウンロード用二次元コード



出産したら(手続き)

◆ 児童手当

高校生年代までの児童を養育し、生計を同じくしている方に支給されます。(18歳到達後、最初の3月分まで支給)



<1人あたり月額>

- 3歳未満 一律 15,000円
(第3子以降は 30,000円)
- 3歳以上 10,000円
(第3子以降は 30,000円)

※「第3子以降」とは、児童および大学生年代の子(18歳年度末～22歳年度末)のうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことをいいます。

出生の翌日から15日以内に申請をしてください。支給開始月は申請月の翌月となり、手続きが遅れるとさかのぼっては支給されませんので、早めに申請しましょう。里帰り出産の方も、出生届の提出とは別に、松本市で児童手当の申請を行う必要があります。公務員(独立行政法人・国立大学法人を除く)の方は勤務先で申請してください。

問 こども福祉課 給付担当 TEL 33-9855 各支所・出張所 → P9

持って いくもの

- 請求者(養育者)名義の普通貯金通帳
- 請求者(養育者)の保険証情報分かるもの(資格情報のお知らせ等)
- 個人番号(請求者・配偶者)、請求者の本人確認書類(免許証等)

次の方も 忘れずに 申請を!

- 現在受給している方で、新たに出生等により児童を養育する方。
- 他の市町村から転入された方で、高校生年代までの児童を養育している方。

◆ 子育て支援医療

松本市福祉医療費給付事業として、0歳～18歳(高校3年生)までの医療費の自己負担分の一部を助成しています。



保険診療分については、自己負担額0円で受診することができます。

受給するには申請が必要です。出生届・転入届を提出した後、手続きをしてください。(所得による制限はありません。なお、生活保護を受けられている方は対象となりません。)

問 こども福祉課 給付担当 TEL 33-9855

◆ 児童扶養手当 → P19

◆ 出産育児一時金

妊娠4か月を超える出産をしたとき、母の加入している医療保険の保険者から支給されます。ただし、現在、松本市国民健康保険に加入されている方でも、ご本人が社会保険等に1年以上加入していて、国民健康保険加入後6か月以内に産まれた場合は、社会保険等から支給される場合があります。

また、出産育児一時金が医療機関等へ直接支給されることで、出産費用を退院時に窓口で全額支払わなくてもよい「直接支払制度(または、受取代理制度)」があります。手続き方法など詳しくは、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。

■ 問い合わせ先 松本市国民健康保険の方は保険課 保険給付担当 TEL 34-3203

松本市国民健康保険以外の方は、勤務先の保険組合等にお問い合わせください。

◆ 未熟児養育医療

出生体重2000g以下等で、医師が入院治療を必要と認めた乳児の医療費の一部を公費で助成する制度です。



問 こども福祉課 給付担当 TEL 33-9855

◆ 長野県民交通災害共済

交通事故にあわれた場合、実入院・実通院2日からお見舞金が支給されます。松本市では、中学3年生までのお子さんは公費で加入しています。お見舞金の請求等については、地域づくり支援課へお問い合わせください。



● 対象の事故(国内の事故に限る)

- 道路上を運行中の自動車、バイク、自転車等による衝突、転落、接触等
- 運行中の電車及び航行中の航空機、船舶による事故

● 請求期限

事故発生日から2年以内

区分	金額	備考
通院	2万円～8万円	日数に応じて
入院	2万円～30万円	日数に応じて
死亡時	50万円または100万円	
障害見舞金	10万円～40万円	等級に応じて
遺児見舞金	30万円	1人あたり

問 地域づくり支援課 地域づくり支援担当 TEL 34-3280



出産したら(手続き)